



人事院勧告の内容とその問題点

8月8日、人事院は国会と内閣に対して、国家公務員の給与等に関する勧告・報告を行いました。この勧告を受け、高教組は9月12日から県人事委員会との交渉に臨みます。今回の調査情報では、交渉開始を前に人事院勧告について、一緒に考えてみたいと思います。

その1 月例賃金の改定

月例賃金は3年連続の引き上げ勧告となりました。それは、私たちの運動の成果であり、評価できるところです。しかし、30歳代以上の圧倒的多数の「総合的見直し」による現給保障者にとって、賃金の引き上げにつながらないことは大きな問題です。

官民較差	民間… 411,692円
	公務… 410,984円
官民較差	708円 (0.17%)
月例給	
初任給	…1500円のアップ(若年層も同程度)
その他	…400円を基本にアップ (現給保障中の方は実質変化なし)

問題点 1

高齢者の賃金が2018年から大幅削減

一昨年、「総合的見直し」により、高齢者を中心に賃金は大きく削減されました(高齢者は4%)。今は現給保障により、実損は生じていませんが、国は現給保障期間を3年と定めています。それまでに給料表の額が、現給保障額に追いつかなければ、現給保障終了とともに賃金が削減されます。昨年、高齢者は1100円、給料表上で賃金があがりました。そして今年度は400円。あわせてわずか1500円です。現給保障されている保障額は55歳なら15000円程度です。3年目も500円程度の引き上げなら、

15,000円–2,000円で、現給保障終了とともに月13,000円もの賃下げとなるのです。

官民格差の配分(708円の配分)

月例賃金	448円
本府省業務調整手当	206円
跳ね返り	54円

問題点 2

官民較差が高齢者の賃上げに反映されない

現給保障者は、給料表が改善されても、給料表の額が現給保障額を超えない場合は実質の賃上げにはなりません。ですので、官民較差による原資を給料表引き上げに配分しても、現給保障者への実質賃金改善分としては配分できないため、その分だけ原資が余ってきます。本来であれば、その余った原資は現給保障者に何らかの形で配分すべきです。しかし、人事院はそれを本府省業務調整手当という「霞ヶ関」優遇の手当引き上げに配分しました。民間との賃金較差を官僚等の手當に配分するなど言語道断です。それでなくとも、地域手当によって、国家公務員の賃金は勤務場所によって最大で20%の較差があります。今回の措置はさらにそれを広げようとするものです。

その2 一時金の改定

一時金も昨年同様、0.1月の引き上げがありました。これによってこの3年間で0.35月引き上げられたこととなります。

一時金支給割合 民間：4.32月 公務：4.20月
官民較差… 0.12月
一時金 0.1月引き上げ、年間4.3月とする
(引き上げ分は勤勉手当に充当)

問題点 3

すべて勤勉手当を引き上げ

一時金の引き上げは、すべて勤勉手当の引き上げとなり、これもこの3年間同様です。その結果、一時金に占める勤勉手当の割合が年々増加しています。

2013年人勧時 期末2.6月 勤勉1.35月
2016年人勧 期末2.6月 勤勉1.7月

勤勉手当は国家公務員では差別支給されており、その賃金格差をさらに広げようとするものです。また今回、再任用職員の勤勉手当にも差別支給を導入したことは看過できません。

ただ、一時金0.1月の改善は、教諭で言えば年3~5万円ほどの賃金改善につながります。

その3 配偶者の扶養手当

今回の勧告の中で一番不可解なのが、配偶者の扶養手当を13000円から6500円に引き下げたことです。

民間給与実態調査結果

配偶者の扶養手当支給額	14,024円
配偶者に対する家族手当を見直す予定、または見直し検討中	9.1%
税制や社会保障など今後の動向によっては見直し検討	13.3%
見直す予定も検討もない	77.6%

扶養手当

配偶者の手当を減額	13,000円 → 6,500円
子の手当を増額	6,500円 → 10,000円 (激減緩和の措置あり)

問題点 4

自らの調査結果を度外視した勧告

人事院勧告は民間給与実態調査による官民較差を基本の賃金や手当の改定を行います。しかし今回、人事院自らが行った調査結果では、支給額は14,000円と国家公務員より1000円高く、ほとんどの事業所が見直しを考えていません。にもかかわらず、1000円上げるのではなく半額削減を勧告しているのです。

経済財政諮問会議での首相発言

「女性の就労拡大を抑止する効果をもたらしている仕組みや慣行について国民的議論を進め見直していく」と指示した。人事院総裁には「国家公務員の配偶者手当の検討を行ってほしい」と要請した。(日経Webより)

問題点 5

安倍政権に追随する人事院

人事院は、国家公務員の労働基本権制約の代償機関ですから、本来「中立」ではなく、労働者の立場に立って勧告を行うべきです。しかし、この扶養手当については全く逆転しています。安倍首相はアベノミクス新三本の矢で「一億総活躍社会」を打ち出し、女性の就労拡大に向けたアドバルーンを打ち上げました。女性を安価な労働力として労働市場に投入しようという施策ですが、その施策を後押しするためのものといわざるを得ません。政権に追随する人事院の存在意義が問われています。

他の主な勧告内容

- ・介護休暇 現行1回のみ取得可能
→ 3回まで分割可能
- ・介護休暇の対象 同居要件を撤廃
- ・介護時間(新設) 最長3年、1日2時間まで可能に
- ・育児休業の対象 特別養子縁組等を追加

さあ県人事委員会との交渉がはじまります

- ・全国で兵庫県だけ残っている県「行革」カットの廃止
- ・すべての教職員への賃金改善
- ・先延ばしされている今年4月からの地域手当引き上げ
- ・配偶者の扶養手当の引き下げ阻止
- などにつながる勧告を出すよう県人事委員会に求めていきます。